

令和3年2月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年2月4日開催

会 議 録

開催日時	令和3年2月4日(木)	午後2時 午後3時30分	開会 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉																	
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 佐藤 潤一</td> <td>社会教育部次長 吉田 哲也</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td>文化振興課長 高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 末木 良典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課主幹 吉岡 秀彦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹 辻並 浩樹</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 岩崎 昌美	社会教育部次長 酒井 睦元	学校教育部次長 佐藤 潤一	社会教育部次長 吉田 哲也	学校施設課長 三浦 雅仁	文化振興課長 高桑 和寿	教職員担当課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 末木 良典		学務課主幹 吉岡 秀彦		教育指導課主幹 辻並 浩樹	
		学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部長 高田 敏和																
	学校教育部次長 岩崎 昌美	社会教育部次長 酒井 睦元																	
学校教育部次長 佐藤 潤一	社会教育部次長 吉田 哲也																		
学校施設課長 三浦 雅仁	文化振興課長 高桑 和寿																		
教職員担当課長 佐藤 文泰																			
教育政策課主幹 末木 良典																			
学務課主幹 吉岡 秀彦																			
教育指導課主幹 辻並 浩樹																			
事務局 職員	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏																		
観光スポーツ交流部 スポーツ課	スポーツ課長 高橋 慶太 施設・合宿担当課長 森田 直 スポーツ課主査 佐原 聖二郎																		
傍 聴 者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和3年度教育行政方針について ・議案第2号 学校運営協議会の設置について ・議案第3号 学校運営協議会委員の任命について ・議案第4号 第2次旭川市スポーツ振興計画(改訂版)(変更案)に係る意見照会に対する回答について ・報告第1号 令和2年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 令和3年度教育予算(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度教育奨励賞について (2) (仮称)旭川市学校教育情報化推進計画の策定について (3) 第5回井上靖記念文化賞の推薦状況について 6 その他 7 閉会 																		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年12月定例教育委員会会議（令和2年12月18日開催）及び令和3年1月定例教育委員会会議（令和3年1月22日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年12月定例教育委員会会議及び令和3年1月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和3年度教育行政方針について」、議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について」、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「令和2年度教育奨励賞について」及び報告事項（2）「（仮称）旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育行政方針について」、議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について」、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「令和2年度教育奨励賞について」及び報告事項（2）「（仮称）旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
末木教育政策課主幹	<p>議案第2号「学校運営協議会の設置について」、説明願います。</p> <p>本件は、旭川市学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年2月10日付けで、12校に学校運営協議会を設置しようとするもの</p>

です。

本市の学校運営協議会につきましては、当初、本年度中に未設置の21校に設置する予定であり、学校訪問を通じて、21校全ての校長から予定どおり設置したい旨の意向を確認しておりました。

そのため、学校運営協議会委員の候補者等を対象とする地域説明会等の準備をしていたところ、昨年11月頃から、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が増加したことを踏まえ、学校行事の中止や延期等を行った学校があったことから、改めて校長から、学校の状況や意向等について聞き取りを行い、設置の判断をすることといたしました。

そこで、学校訪問を行ったところ、12校の校長から、円滑な導入に向けた準備が整うため本年度に設置したい、9校の校長から、学校の状況等を踏まえ本年度の設置は難しいが、令和3年度の早い時期に設置したいとの意向が示されました。

こうした校長の意向等を踏まえ、本年度の新たな学校運営協議会につきまして、12校の学校に設置することと考えております。

また、今回の12校を含めた未設置の21校につきましては、各中学校区の中に、一つの小学校から二つの中学校に分かれて進学する学校があるため、各校長とも協議し、学校ごとに一つの学校運営協議会を設置することとしております。

今後の予定ですが、本日御審議、御決定いただいた後、教育委員会から当該学校に対し設置の決定を通知し、それぞれの学校運営協議会において、次年度の学校運営の基本的な方針を承認する予定となっております。

なお、残る9校につきましては、令和3年度の設置に向け、今後の学校の状況等を踏まえ、改めて各校長と協議し、設置日を判断してまいります。

教 育 長

議案第2号「学校運営協議会の設置について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員

ありません。

各 教 育 長

それでは、議案第2号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

各 教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第2号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定します。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

文化 振興 課 長

報告事項(3)「第5回井上靖記念文化賞の推薦状況について」、報告願います。

第5回となります井上靖記念文化賞につきましては、昨年11月から全国の地方新聞社、文学館、美術館及び有識者の方などを通じて、候補者の推薦を募集し、20件の推薦書が提出されました。

この20件に、昨年の選考委員会で一定の評価を受けた7件を加えて、合計27件を今回の受賞候補者としております。この前回に一定の評価を受けた方を次回の候補者に繰り越すこととしたのは、選考委員会及び実行委員会の意見によるものであり、今回初めて実施するものであります。

受賞者につきましては、これまでは毎年2月中旬に東京都内で開催する選考委員会において決定しており、本年も2月20日に東京都内での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が首都圏等に発令されているなどの状況を考慮し、今回は選考委員会を延期することといたしました。現時点では、選考委員会の開催は7月を予定しております。

贈呈式につきましても、これまでは井上靖氏の生誕月であります5月に

教	育	長	開催してきました。昨年は中止となりましたが、本年は、7月の受賞者決定後となりますので、10月に開催する方向で調整してまいりたいと考えております。
各	委	員	報告事項(3)「第5回井上靖記念文化賞の推薦状況について」、御意見、御質問等がありますか。
教	育	長	ありません。
			それでは、報告事項(3)「第5回井上靖記念文化賞の推薦状況について」は、報告を受けたこととします。
			《 そ の 他 》
教	育	長	他に、何かありますか。
各	委	員	ありません。
事	務	局	ありません。
			《 秘 密 会 》
教	育	長	ここからは、秘密会といたします。
			ここで皆さんにお諮りいたします。
			議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各	委	員	異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、会議録には概要を記載することといたします。
			議案第1号「令和3年度教育行政方針について」、説明願います。
末木教育政策課主幹			本件につきましては、令和2年12月定例教育委員会会議及び令和3年1月開催の教育委員会協議会での御協議など、これまでいただきました御意見などを踏まえ修正したものです。教育委員会協議会の素案からの主な修正箇所を説明させていただきます。
			まず、学校教育についてです。全体の構成の変更点といたしましては、三つの重点的な取組について、教育行政に求められていることをそれぞれ冒頭に記載しておりましたが、いただいた御意見を踏まえ削除することとし、必要な事項等については、それぞれの内容の中に追加して記載いたしました。
			次に、それぞれの内容に関わる主な変更点について御説明いたします。
			新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、学びの保障、心のケア、感染症対策の三つの視点に基づき、全体を分かりやすくなるよう整理しました。新学習指導要領を踏まえた学習活動の充実につきましては、英語教育の充実を図る取組として、長期休業中のイングリッシュ・チャレンジ教室についての記載を追加しました。GIGAスクール構想の実現につきましては、目的を具体的に記載するとともに、「教材ソフト等の整備」を追加しております。体力向上に向けた取組の推進につきましては、指導資料の目的を明確に記載することとし、内容を修正しております。ふるさと旭川の良さを生かしたキャリア教育の充実につきましては、「本市の地域人材や施設等のリストを整備・拡充」することを追加するなど、取組が分かりやすくなるよう修正しております。登下校の安全対策の充実につきましては、児童生徒の危機対応能力を育成する、安全教育の視点を追加い

酒井社会教育部次長	<p>たしました。小中学校の適正配置の推進につきましては、児童生徒のより良い教育環境の整備のためという文言を追加し、目的を明確にいたしました。教職員の服務規律の保持、コミュニティ・スクールの推進につきましては、内容が分かりやすくなるよう文の構成や表現の見直し等を行っております。</p> <p>学校教育部については、以上でございます。</p> <p>続きまして、社会教育部分の主な変更点について、御説明いたします。</p> <p>当初、科学館特別展の記載がありましたが、前回の教育委員会協議会でもお話ししたとおり、予算編成の段階で令和4年度の開催に向けて準備をしていくこととなりましたことから、該当箇所を全て削除しております。次に、旭川市科学館施設整備基金という記載につきましては、愛称でありますサイバル未来基金に変更いたしました。また、常設展示施設につきましても、こういったものが整備されるのかを分かりやすく記載しました。</p> <p>次に、地域学校協働活動につきましては、当初、「地域と学校が協働して」と記載しておりましたが、地域全体で子どもたちを育て、支えていくという社会教育の視点を取り入れまして、文言を変更いたしました。</p> <p>次に、成人式につきましては、当初、「思い出に残る式典が開催できる」と記載しておりましたが、新成人自身が人生の節目をお祝いするといった内容に変更いたしました。</p> <p>続きまして、文化芸術活動等に係る記載につきましては、文化芸術活動及び郷土文化に求められていることをそれぞれ記載しておりましたが、いただいた御意見を踏まえ、削除することといたしました。</p> <p>次に、博物館の企画展につきましては、より詳細な内容となるよう文言を追加しました。また、優佳良織につきましては、本市発祥の染織工芸を絶やすことのないよう支援するという目的を追加し、なぜ支援しているのか分かるような記載としました。</p>
教 育 長	<p>最後の「むすび」につきましても、一部文言を整理しております。</p> <p>社会教育部からは以上でございます。</p> <p>前回の教育委員会会議での皆さんの意見を踏まえまして、修正をさせていただきます。その後、担当課でも再度確認をし、必要に応じて修正しております。</p> <p>また、例年のことですが、市政方針の中にも教育委員会に関する内容が一部含まれていることから、整合性を図るための調整がまだ残っております。こちらについては事務局にお任せいただき、本件についてはこの内容とさせていただきます。</p>
各 委 員 員	<p>議案第1号「令和3年度教育行政方針について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和3年度教育行政方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 員	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育行政方針について」は、原案どおり決定します。</p>
教 育 長	<p><議案第3号「学校運営協議会委員の任命について」></p> <p>令和3年2月10日から同年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p>次に、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について」ですが、旭川市教育委員会会議規則第22条の規定により、関係するスポーツ課から説明を求めたいと思</p>

各 教 育 委 員 長	<p>ますが、よろしいでしょうか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について」は、関係するスポーツ課から説明を求めるとします。</p>
	<p>（スポーツ課職員入室）</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について」、説明願います。</p>
ス ポ ー ツ 課 長	<p>第2次旭川市スポーツ振興計画につきましては、本市のスポーツ振興に必要な施策の方向性を示す総合的な計画で、計画期間は平成23年度から今年度までの10年間となっており、中間年度である平成28年度に、評価、見直しを行っております。</p>
	<p>次に、（仮称）旭川市スポーツ推進計画の策定延期及び第2次旭川市スポーツ振興計画の期間延長の考え方についてです。この計画につきましては、今年度末で計画期間が終了することから、新たな計画を策定するため、今年度中に基礎的なデータを把握することを目的とした市民意識調査などの実施を計画していたところですが、しかし、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受け、対応を検討していたところ、市の附属機関である旭川市スポーツ推進審議会から、市民意識調査や計画の策定作業については延期し、市民のスポーツ環境がある程度平常化してから実施することが望ましいこと、また、新型コロナウイルス感染症の先行きが見えない中、今後のスポーツ推進の見通しを持つことが困難であることなどの意見をいただきました。このことから、市として新たな計画の策定を2年間延期することとし、その間については現計画の期間を延長し、対応することといたしました。このため、今回の計画の変更について、スポーツ基本法第10条第2項に基づき、教育委員会の御意見を賜りたいと考えております。</p>
	<p>次に、計画策定延期に伴う対応ですが、まず、新たな計画につきましては、計画の開始を令和5年度としております。また、現計画につきましては、期間延長に伴い時点修正を行うとともに、審議会から新型コロナウイルス感染防止を前提としたスポーツ推進の在り方について意見をいただき、計画に添付することといたしました。</p>
	<p>次に、具体的な内容について御説明いたします。計画期間の延長に当たりましては、コロナの影響により、大幅な改訂は行わないことといたしました。このため、計画を変更するに至った経緯、コロナ禍におけるスポーツ推進に係る考え方として、審議会の意見を整理したものを追加しております。また、この間に変更となっている団体名等の名称変更やスポーツ施設数等について時点修正をしております。それでは、審議会からの意見について詳細を御説明いたします。大きくは、「今後のスポーツ推進に向けて」と「市への提言」の二つで構成しており、「今後のスポーツ推進に向けて」といたしましては、コロナの感染防止を前提としたスポーツの推進に当たり、市民やスポーツ団体、事業者などが注意すべき点などが挙げられております。また、「市への提言」といたしましては、市民が安全・安心に運動・スポーツを実施するための提言として、積極的な情報発信及び相談対応、スポーツイベント・大会等への支援、本市の特性を生かしたスポーツの推進の3項目が挙げられております。なお、このうち、一つ目の積極的な情報発信及び相談対応につきましては、スポーツ課ホームページにおいて、感染防止のため、自宅でできる運動の特集ページを作成したほか、市内在住の専門家の御協力をいただき、本市の特性を生かしたスキーのストレッチ動画などを作成しているところです。また、二つ目のスポーツイベント・大会等への支援につきましては、今年度、サーマルカメラや</p>

非接触型体温計等を購入し、スポーツ施設や団体に無償で貸出しを行っているほか、密を回避するために移動式観客席を購入したところであり、積極的に感染防止に向けた支援を行い、大会等を開催しやすい環境の整備に努めているところです。次に、三つ目の本市の特性を生かしたスポーツの推進につきましては、小中学校からの要請に応じ、授業用に歩くスキーを貸し出していることや、今年度バイスキー及びシットスキーをそれぞれ6台購入し、体験会や支援者講習会を開催したところであり、障がいのある児童生徒がスキーに親しめる環境の充実を図るなど、冬季スポーツの推進に努めているところであります。

教 育 長 議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）」に係る意見照会に対する回答について、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 今回2年間延長したことで、コロナ禍における取組などを新たに追加しているのですが、図表については、新しい情報に修正しても良いと思います。

ス ポ ー ツ 課 長 既にデータが出ているものもあるのですが、そこを直していくと、本文などを全て見直す必要がありますことから、今回につきましては、時点修正等最小限の変更とさせていただきます。次回計画の策定の際に、しっかりと分析してまいりたいと思います。

本 田 委 員 市民の理解が得られるような内容であることが重要だと思います。追加された内容については、良くできていると思います。期間を延長した以上は、コロナ禍やその後においてスポーツをどう推進していくかを整理されて、次回の計画として提案されることが前提となるということを念頭に置いていただきたいと思います。また、写真を掲載することについては、競技名や建物の名称など、その写真が何の写真なのか説明があると、より内容を汲み取っていただけるのではないかと思います。

ス ポ ー ツ 課 長 次回計画には、説明書きを付けて、より分かりやすい計画にしたいと思います。

教 育 長 これらの意見につきましては、次回の計画を策定する上で十分検討していただきたいと思います。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）」に係る意見照会に対する回答については、皆さんからの意見を踏まえ、事務局において回答するという事で御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第4号「第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）」に係る意見照会に対する回答については、皆さんからの意見を踏まえ、事務局において回答することといたします。

（スポーツ課職員退室）

教 育 長 次に、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。

林上学校教育部長 本件は、一般会計補正予算につきまして、2月19日に開会が予定されております旭川市議会令和3年1回定例会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。

学校教育部の今回の補正予算につきましては大きく二つの内容があり、一つ目は、学校教育部全9事業で総額14億3,258万7千円の増額補正、二つ目は、債務負担行為の設定となっています。

補正予算の内訳ですが、給食施設整備費（小学校）補正額1,940万円につきましては、令和3年度の実施を予定していました緑が丘小学校及

び北鎮小学校の給食室エアコン設置工事について、国の補正予算により国庫補助金の交付が見込まれますことから、令和2年度予算に前倒しして計上しようとするものです。なお、今回補正する事業費につきましても、繰越明許費としてその全額を令和3年度に繰り越す予定です。

新規事業で学校感染症対策・教育活動費（小学校）補正額5,320万円及び学校感染症対策・教育活動費（中学校）補正額2,640万円につきましては、国の補正予算により国庫補助金の交付が見込まれますことから、各学校が感染症対策等を徹底しながら子どもたちの学習保障を行うため、校長の判断により迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校の教育活動に必要な備品及び消耗品の購入等を行うための経費を増額しようとするものです。これらの事業費につきましても、全額を令和3年度に繰り越す予定です。

学校施設大規模改修費（小学校）補正額5億2,452万円につきましては、令和3年度の実施を予定していました東町小学校、緑新小学校及び愛宕東小学校の暖房設備改修工事、北鎮小学校の給水設備改修工事について、国の補正予算等により国庫補助金の交付が決定したことから、令和2年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費につきましても、全額を令和3年度に繰り越す予定です。

学校施設大規模改修費（中学校）補正額1億854万円につきましては、令和3年度の実施を予定していました啓北中学校の給水設備改修工事について、国庫補助金の交付が決定したことから、令和2年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費につきましても、全額を令和3年度に繰り越す予定です。

東栄小学校増改築費補正額3億2,530万円につきましては、令和3年度の実施を予定していました旧校舎及び屋体の解体工事について、国庫補助金の交付が決定したことから、令和2年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費につきましても、全額を令和3年度に繰り越す予定です。

千代田小学校増改築費補正額3億6,574万8千円につきましては、令和3年度の実施を予定していました校舎、屋体等の増改築工事について、国の補正予算により国庫補助金の交付が決定したことなどから、令和2年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費につきましても、全額を令和3年度に繰り越す予定です。

新規事業で修学旅行等関連費（小学校）補正額257万7千円及び修学旅行等関係費（中学校）補正額690万2千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染に伴い、修学旅行及び宿泊研修の延期又は中止により生じるキャンセル料を支援し、保護者の経済的負担を軽減するもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。修学旅行につきましても、小学校1校、中学校1校で延期により発生したキャンセル料を支援するほか、この2校が今後実施を予定している修学旅行でキャンセル料が発生する場合も支援するものです。また、宿泊研修につきましても、既に中止し、キャンセル料が発生した中学校2校を対象に支援するほか、小学校6校、中学校8校が今後実施を予定している宿泊研修でキャンセル料が発生する場合も同様に支援するものです。

次に、債務負担行為ですが、学校ICT環境整備費のうちネットワーク接続料につきましても、令和3年4月1日から1年間ネットワークに接続する契約を令和2年度のうちにを行うため、令和3年度を期間として2,376万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものです。このほか、校内LAN通信機器集中管理委託料など三つの事項につきましても、同様の理由により債務負担行為を設定しようとするものです。

学校教育部の補正予算は以上です。

続きまして、社会教育部所管分につきましても御説明いたします。

吉田社会教育部次長

	<p>科学館施設整備基金積立金補正額1,400万円につきましては、施設等の整備及び科学への関心を高め、理解を深める事業の実施に係る経費の安定的な財源基盤の確立のために新たに設置する旭川市科学館施設整備基金への積立金の補正を行うものでございます。</p>
教 育 長	<p>報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>それでは、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
	<p>「異議なし。」と認め、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
	<p>次に、報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」、報告願います。</p>
林上学校教育部次長	<p>本件につきましては、令和3年度教育予算に係る旭川市一般会計予算について、旭川市議会令和3年第1回定例会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでございますが、市議会への議案の提出期限等の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。</p> <p>まず、本市全体の一般会計予算案について御説明いたします。令和3年度当初予算（案）は、1,601億3千万円であり、対前年度比で49億円の増、率にして3.2%の増となっております。</p> <p>教育費全体の概要ですが、市長部局である子育て支援部、総務部及び観光スポーツ交流部が所管する予算を含めた総額は79億8,756万4千円であり、対前年度比で3億33万円の減、率にして3.6%の減となっております。</p> <p>学校教育部における予算の概要については、第2期旭川市学校教育基本計画に掲げる三つの目標を達成するため、予算に関する三つの重点項目として、児童生徒の安全・安心の確保、新学習指導要領の円滑な実施、学校における働き方改革の推進を位置付けて、関連する事業を中心に一般財源を配分いたしました。</p> <p>その結果、学校教育部所管の予算額は合計49億3,002万円であり、対前年度比で5億8,647万円の減、率にして10.6%の減となっております。</p> <p>また、社会教育部所管分は、15億7,999万4千円であり、対前年度比で4,277万7千円の増、率にして2.8%の増となっており、学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、65億1,001万4千円であり、対前年度比で5億4,369万3千円の減、率にして7.7%の減となっております。</p> <p>次に、学校教育部関係分の主な事業のうち、昨年11月に実施しました市長への予算要望に係る事業につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>学校保健活動費（小学校）1億249万2千円及び学校保健活動費（中学校）4,763万4千円につきましては、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校活動に必要な衛生用品及び各種健康診断に必要な衛生用品を購入し、学校での感染対策を行うための経費も含んだ予算となっております。</p> <p>特別支援教育推進費1億4,887万4千円につきましては、令和3年度は、医療的ケアの必要な児童生徒に対応するため、看護師資格を有する補助指導員を1人増の15人、全体でも1人増の84人の配置に係る経費などの予算となっております。</p> <p>少人数学級編制費4,612万4千円につきましては、市費負担教員合計11人の配置に係る経費などの予算となっております。</p> <p>学校ICT環境整備費7,218万4千円につきましては、国のGIGA</p>

スクール構想を踏まえ、タブレット端末を授業で活用するに当たり、安定的に学びを行う環境を整備するため、ネットワークに接続する経費などの予算となっております。

部活動指導員配置促進費357万円につきましては、令和3年度は、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことができる部活動指導員を2人増員し、10人配置するための予算となっております。

以上、昨年11月に実施しました市長への予算要望した事業を含め、学校教育部の全事業につきましては、学校教育部予算(案)一覧のとおりとなっておりますので、御参照ください。

以上が、学校教育部の予算の概要でございます。

続きまして、社会教育部の予算概要について、御説明いたします。

社会教育部では、令和3年度も社会教育基本計画に基づく、5つの基本目標の達成に向け、各種事業に取り組んでまいります。

はじめに、基本目標1の市民一人一人の主体的な学びの機会の充実及び基本目標2の市民の学びを支える環境の整備に係る主要事業についてであります。科学館展示関連事業につきましては、現在科学館では、常設展示の一部が休止となっておりますが、新たに体験型の展示物2点を新設するとともに、子どもたちのものづくりの自由な創造力を育成する事業を実施し、科学館の魅力をより高め、施設の利用促進を図ってまいります。事業費総額は1,400万円で、新たに設置予定の旭川市科学館施設整備基金の繰入金を財源としております。また、科学館企画展開催費については、小中学校の夏休み期間に合わせた体験型イベントや、オンラインの工作・実験講座を開催するもので、事業費は50万円となっております。なお、市長への予算要望事項であった科学館開館15周年記念特別展につきましては、令和3年度の開催に向けて予算要求を行いました。コロナ禍における開催を想定する中で、入場者数が十分に見込めないこと、また、このことから、当初の規模を縮小せざるを得ない等の理由から、次年度の市政施行100年記念の年に記念事業と併せて開催を目指すこととし、令和4年度の実施に向け、準備を進めてまいります。

基本目標3の地域における学びの循環に係る主要事業についてであります。一つは、地域学校協働活動推進費についてであります。この事業は、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして行う連携・協働を推進するもので、今年度は協働本部の設置やコーディネーターの配置などを進める予定で、事業費は10万5千円となっております。もう一つは、ジオパーク構想推進費であります。この事業は基本目標の1と5にも関連しており、今年度に引き続き、関係団体とともにジオパーク構想を推進し、日本ジオパーク認定に向けた体制づくりや環境整備を行うもので、事業費は685万8千円となっております。これら2事業につきましては、重点事業に位置付けております。

基本目標4の市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実及び基本目標5の郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成に係る主要事業についてであります。中原悌二郎賞関係費については、市長への予算要望事項の一つであった中原悌二郎賞開催に係る関連予算で、事業費は595万6千円となっております。最後に、基本目標5の主要事業であるアイヌ政策推進交付金関連事業につきましては、一昨年5月に施行されたアイヌ新法に基づき創設された、国のアイヌ政策推進交付金の制度を活用し、事業に応じてアイヌ施策推進費、アイヌ文化振興費、アイヌ文化伝承のコタン整備費を予算化し各種事業を実施するもので、事業費の総額は3,845万8千円となっております。

以上の主要事業を含め、社会教育部の全事業については、社会教育部予算(案)一覧のとおりとなっておりますので、御参照ください。

教 育 長	<p>以上、社会教育部が所管する予算の概要でございます。 教育委員会所管予算で、全体として前年度から7.7%減っていますが、この大きな要因について補足説明をお願いします。</p>
林上学校教育部次長	<p>まず、東栄小学校増改築費について、次年度は旧校舎の解体工事がありますが、今年度で新校舎の増改築が終わったことから費用が減となっております。次に、旭川小学校増改築費について、こちらは今年度で解体工事が終わったため、次年度は費用が発生しません。以上の建設費用が減となっていることが主な要因となっております。</p>
教 育 長	<p>報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本 田 委 員	<p>学校の増改築費の増減は金額が大きいので目立ちやすいのですが、小中学校の運営充実費は、過去数年にわたって減っていると思います。学校運営に支障が出ないように、経常的に必要な経費を確保し続けていただけるとありがたいです。</p>
教 育 長	<p>もう一つ、学習指導要領が改訂となり、教科書も変わりましたが、指導書の扱いについて、今回予算を重点的に措置していただいたことに感謝いたします。</p>
各 委 員	<p>明日、この予算の内容で市長が記者発表を行い、議会での審議に入っていくこととなります。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第2号「令和3年度教育予算（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
教 育 長	<p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p>
教 育 長	<p>令和3年1月1日及び同月14日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
教 育 長	<p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p>
教 育 長	<p>令和3年1月5日から同月14日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項（1）「令和2年度教育奨励賞について」、報告願います。</p>
岩崎学校教育部次長	<p>旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野において優れた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。今回は1個人、1団体の推薦がございました。このうち、1団体につきましては、表彰基準で定める全国大会3位以上の成績ではないため、対象外としております。よって、今年度の被表彰者としましては、推薦者名簿の1番の1名を被表彰者として決定したいと考えておりますので、報告させていただきます。贈呈式につきましては、教育委員会において令和3年3月中に執り行い、表彰状及び記念品を授与する予定となっております。教育委員の皆様にも御出席いただくことを検討しましたが、コロナ禍ということもあり、教育長が代表して授与したいと思っております。</p>
教 育 長	<p>報告事項（1）「令和2年度教育奨励賞について」、御意見、御質問等がありますか。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「令和２年度教育奨励賞について」は、報告を受けたこととします。</p>
佐藤学校教育部次長			<p>次に、報告事項（２）「(仮称)旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」、報告願います。</p> <p>まず、本計画を策定する目的ですが、国のGIGAスクール構想の加速化により、当初予定していた令和５年度までの整備計画を早め、今年度中に児童生徒１人１台のタブレット端末と全小中学校の高速通信ネットワーク環境が整備される見通しとなっております。この度、令和３年度からの本市における教育の情報化について、学校と教育委員会が、目標や基本方針など目指すべき方向性等について共通理解を図り、ICTの円滑な運用と効果的な活用に向けた取組を計画的に行うことにより、児童生徒一人一人にこれからの社会で必要とされる情報活用能力を育む教育を一層推進するため、本計画を策定しようとするものです。</p> <p>次に、計画の位置付けですが、第２期旭川市学校教育基本計画のうち、ICTを活用した教育に係る個別計画として位置付け、策定するものでございます。計画の期間は、令和３年度から９年度までの７か年とし、中間年度である令和６年度に見直しを図るとともに、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、今後、国の学校教育情報化推進計画が策定された際には、国の計画等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。</p> <p>策定方法につきましては、教育委員の皆様から御意見をいただくとともに、昨年１１月に設置いたしました大学や高専、民間企業の専門性を有する人材や教職員で構成する旭川市ICT運用・活用推進プロジェクトチームからの意見聴取、学校へのヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、計画（素案）を作成いたします。また、計画（案）の作成に当たりましては、市民の意見等を反映させるため、意見提出手続を実施いたします。</p> <p>策定スケジュールですが、３月１５日から意見提出手続を開始し、３月の教育委員会会議で計画（素案）の報告を行い、４月に計画（案）を審議していただき、その後、本計画を決定してまいりたいと考えております。</p>
教	育	長	<p>報告事項（２）「(仮称)旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本	田	委 員	<p>この先、後から国の計画が出てきたときに、その趣旨がかけ離れていることのないように、先進事例の調査などを行いながら進めていってほしいと思います。加えて、令和の日本型学校教育における学びという、中央教育審議会の答申の中に、個別化や個性的な学び、協働的な学びという言葉があり、そこでICTという言葉が盛り込まれていると思います。ICTを活用することが全てではないことを認識し、学校現場にも伝えていただきたいです。</p> <p>また、この答申における審議の中に、これからの学校教育を支える基本的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであり、１人１台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用していく必要があります。加えて、児童生徒の探求や表現、学習内容、他の児童生徒との共有など、協働的な学びや学びの振り返りを行う際に有効な手段となるという説明がされています。目的は何かというと、授業改善に有効に働くということについて触れていただきたいです。要するに、二者択一というか、デジタルが良くてアナログが悪いといった表記にならないようお願いしたいです。</p> <p>また、医学的な部分ですが、目を酷使することによって、近視が増えていくのではないかという指摘もありますので、健康被害についても十分留意するような項目があったら良いかと思えます。一日何時間程度といった目安も必要かと思えます。一日いっぱい端末を使っているというような誤解のないようにし、主体的で対話的な深い学びを保障するためにICTが使われているということを忘れずに表記していただきたいと思えます。</p>

教 育 長	<p>最後に、トラブルやセキュリティについての言及が必要になると思います。また、先生方の年齢層が20代から60代までと広く、今後は研修の充実をしなくてはなりません。得手とする人と不得手とする人が分かれることのないようにしていただきたいです。</p> <p>このICTが子どもたちにとって文房具として自由に使えるものだと、子どもも家庭も指導者も分かっていたらいいような、自由に使えるような仕組みになっていくことが望ましいと思います。ですから、使わなくてはいけないだとか、使わなくても良いとかではなく、授業を改善する上で非常に有効な手段の一つであるというところで、この計画が進められることを願います。</p> <p>概要について説明させていただきました。本来であれば、まず国が法律に基づいて情報化推進計画を作り、それを踏まえて自治体での計画を作るということが一般的だと思いますが、一方で、来年度から子どもたちに1人1台端末を与えることになっていきますので、しっかりと方針や方向性を持たないと、何のために情報化を進めるのかということも含めて、学校現場の理解も深まらないということで、できるだけ早期に新年度に向けて動かななくてはならないと判断したところです。その中で、3月15日からパブリックコメントを実施する予定であり、厳しい日程となっております。最終的にはこの素案を私の下で決めることとなりますが、引き続き御意見をいただきながら、より良い形にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
本 田 委 員	<p>また、本田委員のおっしゃったとおりで、健康に対しては十分に留意することは常に言われていますので、このような情報機器の活用にあたっては大事なことであります。加えて、もう一つは家庭への理解です。今後は、文房具の一つとして様々な面で端末を活用していくこととなります。家庭での利用というところにも広がっていく可能性がありますので、メリットとデメリットについての御理解をしていただくための説明が大事だと思っております。</p> <p>先般、生活・学習Actサミットがあり、その中で他の県の中学校の実践について、子どもたちは交流したわけです。これがまさに端末を活用した協働的な学びになり、知り得ない地域の取組についても、ICTを活用することで分かるようになります。一人学習のためのみに端末があるのではないと思います。</p>
教 育 委 員 長 各 教 育 委 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「(仮称)旭川市学校教育情報化推進計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 委 員 長 各 事 務 局 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和3年2月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>